

## 第18回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成27年12月25日(金) 9時25分～10時10分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

### 3 出席委員(11人出席)

- ① 新穂 敏憲    ② 坂口 輝美    ③ 冨永 勝志    ④ 石原 千代年  
⑤ 堂後 善人    ⑥ 尻無濱 俊幸    ⑦ 高原 熊夫    ⑧ 平田 修二  
⑨ 京田 提樹    ⑩ 松下 輝男    ⑪ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

欠席 11番 石坂 務 委員(会長代理)

### 5 議事日程

- 諮問第13号 農業経営改善計画の認定に係る意見について  
議案第53号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について  
議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第56号 農用地利用集積計画について  
その他(報告等)・・・なし

### 6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
久保田真一郎 (次長兼管理係長)  
大田 豊茂 (管理係)  
榎木 海斗 (管理係)  
濱崎 春香 (管理係)  
○ 農政課 園田 健 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さんお早うございます。

それでは、定刻より若干早いですけど、ただ今から第18回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります。議長において、2番 坂口 輝美委員、3番 富永 勝志委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第18回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります。12月4日、ABCパレスで開催された北薩地域むらづくり塾の研修会に私以下8名の農業委員と、事務局・久保田次長、榎木主事の計10名で出席いたしております。

また、18日は午前中、12月定例常任会議に出席し、午後からは鹿児島県農業会議の臨時総会に、谷口局長と私が出席いたしております。

また、尻無濱委員が12月17日、さつま町で開催された農業者年金地

区別合同会議に出席いたしております。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第4 諮問第13号**

**農業経営改善計画の認定に係る意見について**を議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (園田 健)

皆さんおはようございます。

それでは、諮問第13号 農業経営改善計画の認定に係る意見について、ご説明いたします。

今回、新規1件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関の意見聴取のため農業委員会に対しまして、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものでございます。

認定要件といたしましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、阿久根市の基本構想、農用地の効率的な利用並びに経営改善計画の達成の見込み並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するように通知されているところです。

なお、年齢制限等については画一的には適用をせず、市町村の独自基準により弾力的に運用をするものでございます。

また、関係機関・団体による農業経営改善計画認定におきまして意見を求めましたところ、関係機関及び団体から認定することは適当であるという意見をいただいたところでございます。

それでは、資料の説明をいたします。

( 諮問資料にて説明 )

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)  
農政課の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
農政課の説明は、認定しようとするものであります。  
諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第5 議案第53号**

**農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について**を議題といたしますが、本件の中に2番・坂口輝美委員の御主人〇〇 〇〇さんの件、それと私自身の案件が含まれており、それぞれ議事参与の制限に該当します。

つきましては、まず2番・坂口輝美委員の御主人の件及び私の案件以外

についてを議題といたします。

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 （園田 健）

まず、議案第53号に入る前に、8月の総会の時に作成した資料に訂正がありましたので、その資料の差替えをお願いいたします。

お手元に差し替え用の資料を配布してありますので、ご確認いただきたいと思います。

平成27年8月26日開催の第14回総会の議案第40号 農用地利用集積計画書の農地中間管理事業分の第1号の1項、農用地利用集積計画総括表の左から2列目、期間の始期が平成27年9月1日としておりましたが、正しくは平成27年10月1日となっております。

すみませんが、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第53号 平成27年農用地利用集積計画書の農地中間管理事業分第2号について、ご提案したいと思います。

この議案書の告示年月日は平成27年12月28日を予定しております。

8月の農業委員会総会では、モデル地区でありました瀬之浦上地区を提案いたしました。今回は地域といたしましては槇之浦西、瀬之浦下の2地区、あと個別申請と合わせて、平成27年11月10日締切の第3期公募に載せ、農地利用配分計画案を農地中間管理機構へ提出いたしまして、審査の結果、配分計画案について問題はないという回答を得たため、農業委員会の利用権の設定の決定を受けまして、所有者から農地中間管理機構へ農地の中間管理権を移すため、農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要綱第13条第4項の規定に基づきまして、農用地利用集積計画農地中間管理事業分についての決定を受けようとするものでございます。

それでは、資料の説明をいたします。

（ 資料にて説明 ）

以上、議案第53号 平成27年農用地利用集積計画書の農地中間管理事業分第2号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)  
農政課の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
それでは次に、2番・坂口輝美委員の御主人○○ ○○さんの件について審議しますので、2番・坂口輝美委員は退席をお願いいたします。

( 2番 坂口輝美委員 退席 )

議長 (田嶋 輝男)

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (園田 健)

それでは、資料に基づき説明いたします。

( 資料にて説明 )

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、2番 坂口輝美委員の着席を許します。

( 2番 坂口輝美委員 着席 )

議長 (田嶋 輝男)

それでは次に、私の案件について審議いただきたいと思いますので、議長について、石坂会長代理に指名すべきですが、本日は欠席ですので、この議長を第1分科会会長の10番 松下輝男委員に指名して、議長を交代いたします。

議長 (松下 輝男)

それでは、田嶋会長に代わりまして議長を務めさせていただきます。

これより、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分のうち、田嶋会長に関係の案件を審議しますので、田嶋会長の退席をお願いいたします。

( 12番 田嶋輝男会長 退席 )

議長 (松下 輝男)

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (園田 健)

それでは、資料に基づき説明いたします。

( 資料にて説明 )

以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。



議長 (松下 輝男)  
農政課の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (松下 輝男)  
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (松下 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (松下 輝男)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (松下 輝男)  
それでは、田嶋会長の着席を許し、併せて、議長を交代いたします。

( 12番 田嶋輝男会長 議長席に着席 )

議長 (田嶋 輝男)  
それでは、引き続き議長を務めさせていただきます。

#### **日程第6 議案第54号**

**農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （大田 豊茂）

それでは、議案第54号についてご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は5件であり、賃借権設定が1件と所有権移転が2件、使用貸借権が2件であります。

なお、今回の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、12月16日に7番委員及び9番委員と事務局で現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

整理番号1と2の所有権移転と使用貸借権について、地図は1ページから2ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、甘藷の生産を行い、年間200日程度農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

次に整理番号3の所有権移転について、地図は3ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇〇 〇さんであります。

〇〇〇さんは現在、水稻・甘藷等の生産を行い、年間170日程度、農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

次に、整理番号4の使用貸借権について、地図は4ページであります。



的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作することによって、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第7 議案第55号**

**農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

議案第55号について説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は3件です。

12月16日に7番委員及び9番委員と事務局職員で現地調査並びに協議をいたしました。

なお、整理番号2につきましては、〇〇区土地区画整理区域内農地で原則許可地でありますので、現地調査は省略をいたしました。

それでは整理番号1から順次説明いたします。

整理番号1は、一般住宅への所有権移転です。

地図は6ページで、〇〇地区公民館近くになります。

申請地は、農地の広がりがある10ha以上あり、第1種農地に該当することから原則不許可地であります。申請地からおおむね50m以内に3戸以上の住居が連たんしているため、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さん・〇〇さん夫妻です。

〇〇さん夫妻は現在、借家に住んでいますが、子どもが大きくなり家が手狭となってきたため、申請地に自己の住居を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は、西側が市道、他は畑でございました。

申請地は盛り土を2m程されますが、土砂流出等がないよう石積みをされ、排水等は浄化槽で処理後、西側の市道側溝に流されます。

また、申請面積が500㎡を超えますが、崖など地形の影響で使用できない部分があることから、今回の申請面積が必要であるといった記載のある理由書が添付されております。

次に整理番号2につきまして、整理番号2は駐車場への所有権移転です。

地図は7ページで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社近くになります。

申請地は、〇〇区土地区画整理事業の施工地で、第3種農地の土地区画整理区域内農地であり、原則許可地であります。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇〇さんです。

〇〇さんは今回、申請地を買い取ることとなったことから、申請地を16台分の駐車場に整備して貸駐車場として経営されたく申請されたものです。

申請地周囲は北側宅地及び市道，東側畑，他は市道でございました。

申請地は現状のまま使用されます。

雨水等は自然流下です。

次に整理番号3につきまして，整理番号3は駐車場及び資材置き場への所有権移転です。

地図は8ページで，〇〇〇〇〇近くになります。

申請地は，農地の広がり規模が10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は，〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在，〇〇〇を営んでおられますが，資材置き場や大型建設工事車両用の駐車場等が少なく不便であるため，申請地を15台分の駐車場及び資材置き場として利用されたく申請されたものです。

申請地周囲は，西側は線路，東側県道，他は畑でありました。

申請地は2mほど盛り土をされ，土砂流出などがないように擁壁を設置されます。

また，周囲の畑に被害が及ばないように境界から1m程離して事業施工されます。

雨水等は自然流下です。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

7番委員 (高原 熊夫)

それでは，農地法5条第1項の規定による許可申請について報告をいた

します。

12月16日に、9番委員と事務局職員で現地調査及び協議をしました。  
整理番号2につきましては、〇〇区土地区画整理区域内農地で原則許可地であるため、現地調査は省略しております。

それでは整理番号1から順次報告をいたします。

整理番号1につきまして、申請地周囲は西側が市道、他は畑でございました。

申請地は2m程盛土をされますが、石積みを設置されることから周囲への悪影響も無く、許可相当であると調査してまいりました。

整理番号2につきまして、申請地は〇〇区土地区画整理区域内農地で、原則許可地でございます。

隣接する農地は東側のみであり、他は市道及び宅地であるため、周囲への影響もなく許可相当であると協議いたしました。

整理番号3につきまして、申請地周囲は西側が線路、東側県道、他は畑でございました。

申請地は2m程盛り土をされますが、よう壁を設置されることから、農地への悪影響も無く許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第 8 議案第 5 6 号**

**農用地利用集積計画について**を議題といたしますが、本件に 3 番 富永勝志委員に関する案件が含まれており、議事参与の制限に該当しますので、まず富永委員の件、以外についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

議案第 5 6 号 農用地利用集積計画書について、提案の前に先に送付の議案書に一部修正がございましたので、本日皆さまの席に差し置きの議案書を正本として提案いたしますので、お詫び申し上げますとともに、先に送付の物は回収させていただきたいと思っております。

修正の点は 3 ページの 8 番 9 番の件ですが、設定内容が先にお送りしたものは新規となっておりましたが、実際には再設定でありましたので、ここを修正しております。

新規が間違いで、再設定が正です。

それでは、議案第 5 6 号 平成 2 7 年農用地利用集積計画書第 1 2 号について、提案いたします。

この議案書の公告年月日は平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日となります。



それでは、まず1ページをご覧ください。

( 議案資料にて説明 )

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第56号 平成27年農用地利用集積計画書の第12号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)  
事務局の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは次に、3番・富永勝志委員の件を審議しますので、3番・富永勝志委員は退席をお願いいたします。

( 3番 富永勝志委員 退席 )

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、あらためてご説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。

( 議案資料にて説明 )

それでは、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、3番 富永勝志委員の着席を許します。

( 3番 富永勝志委員 着席 )

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いしたいと思います。

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (久保田真一郎)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:10